

指導検査基準（指定介護予防訪問看護事業）

事　項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
第1 基本方針	<p>1 基本方針</p> <p>指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者的心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。</p>	法第8条の2第3項 法第115条の3第1項 都条例第63条
第2 人員に関する基準	<p>1 従業者の配置の基準</p> <p>指定介護予防訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業所ごとに置くべき看護師等の員数は、指定介護予防訪問看護事業所の区分に応じて、次に定めるとおりとしているか。</p> <p>(1) 指定介護予防訪問看護ステーションの場合</p> <p>ア 保健師、看護師又は准看護師 常勤換算方法で、2.5以上となる員数となっているか。 また、うち1名は常勤となっているか。</p> <p>イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定介護予防訪問看護ステーションの実情に応じた適当事数を配置しているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問看護を担当する医療機関の場合 指定介護予防訪問看護の提供に当たる看護職員を適当事数置いているか。</p> <p>(3) 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第64条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と</p>	法第115条の4第1項 都条例第64条 都条例第64条第1項第1号イ 都規則第12条第1項第1号イ 都規則第12条第2項 都条例第64条第1項第1号ロ 都規則第12条第1項第1号ロ 都条例第64条第1項第2号 都規則第12条第1項第2号 都条例第64条第2項

第3 設備に関する基準	<p>指定訪問看護(指定居宅サービス等基準条例第63条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第64条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。</p> <p>2 管理者</p> <p>(1) 指定介護予防訪問看護事業者は、各指定介護予防訪問看護ステーションにおいて指定介護予防訪問看護ステーションを管理する者（以下「管理者」という。）を置いているか。</p> <p>(2) 管理者は、専ら当該指定介護予防訪問看護ステーションの管理に係る職務に従事する常勤の者であるか。ただし、当該指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。</p> <p>(3) 管理者は、保健師又は看護師であるか。 ただし、やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。</p> <p>(4) 管理者は、適切な指定介護予防訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者であるか。</p> <p>(5) 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある者であるか。</p> <p>1 設備及び備品等</p> <p>(1) 指定介護予防訪問看護ステーションは、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。ただし、当該指定介護予防訪問看</p>	都条例第65条第1項	都条例第65条第2項 都条例第65条第3項 都条例施行要領第4の一（準用第3の三の1（2）③） 都条例第65条第4項	都条例施行要領第4の一（準用第3の三の1（2）④） 都条例第66条第1項 都条例施行要領第4の一（準用第3の三の2（1））
-------------	--	------------	---	---

第4 運営に関する基準	<p>護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、専用の事務室に代えて、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで差し支えない。</p> <p>事務室については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースが確保されているか。特に、感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定介護予防訪問看護の事業の用に供する区画を設けるとともに、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p> <p>(3) 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第66条第1項又は第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1) 又は(2)に規定する基準を満たすものとみなす。</p> <p>1 管理者の責務</p> <p>(1) 管理者は、当該指定介護予防訪問看護事業所の従業者の管理及び指定介護予防訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 管理者は、当該指定介護予防訪問看護事業所の従業者に、条例の第4章第4節「運営に関する基準」及び第4章第5節「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>2 運営規程</p> <p>指定介護予防訪問看護事業者は、各指定介護予防訪問看護事業所において、</p>	<p>都条例第66条第2項 都条例施行要領第4の一（準用第3の三の2（2））</p> <p>都条例第66条第3項</p> <p>都条例第74条（準用第51条第1項）</p> <p>都条例第74条（準用第51条第2項）</p> <p>都条例第67条</p>
-------------	---	---

	<p>次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) その他運営に関する重要な事項 	
	<p>3 勤務体制の確保等</p> <p>(1) 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防訪問看護を提供することができるよう、各指定介護予防訪問看護事業所において、看護師等の勤務の体制を定めているか。</p> <p>なお、指定訪問看護ステーションにおいては、原則として月ごとの勤務表を作成し、看護師等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>また、指定介護予防訪問看護を担当する医療機関の場合、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、指定訪問看護に従事する看護師等の職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問看護事業者は、各指定介護予防訪問看護事業所において、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しているか。</p> <p>(3) 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のための研修の機会を確保しているか。</p> <p>(4) 指定介護予防訪問看護事業所の看護師等については、労働者派遣法に規</p>	<p>都条例67条の2の第1項</p> <p>都条例施行要領第4の一（準用第3の三の3（7）②）</p> <p>都条例67条の2の第2項</p> <p>都条例施行要領第4の一（準用第3の三の3（7）②）</p> <p>都条例67条の2の第3項</p> <p>都条例施行要領第4の一（準用第3の三の3（7）②）</p>

	<p>定する派遣労働者ではないか。</p> <p>(5) 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例6 7条の2の第4項</p>
	<p>4 業務継続計画の策定等 (努力義務：令和6年3月31日まで)</p> <p>(1) 指定介護予防訪問看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。</p> <p>(3) 指定介護予防訪問看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例7 4条 (準用第5 2条の2の第2号第1項)</p> <p>都条例7 4条 (準用第5 2条の2の第2号第2項)</p> <p>都条例7 4条 (準用第5 2条の2の第2号第3項)</p>
	<p>5 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>(1) 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、看護師等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定介護予防訪問看護の提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。</p>	<p>都条例第7 4条 (準用第5 2条の3第1項)</p> <p>都条例施行要領第4の一 (準用第3の一の3 (6))</p>
	<p>6 提供拒否の禁止</p> <p>指定介護予防訪問看護事業者は、正当な理由なく、指定介護予防訪問看護の</p>	<p>都条例第7 4条 (準用第5 2条の4)</p>

	<p>提供を拒んでいないか。</p> <p>特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>7 サービス提供困難時の対応</p> <p>指定介護予防訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定介護予防訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら必要な指定介護予防訪問看護を提供することが困難であると認める場合は、主治の医師及び当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡を行い、他の指定介護予防訪問看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	都条例施行要領第4の一（準用第3の一の3（7））
		都条例第68条
	<p>(1) 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認しているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問看護事業者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問看護を提供するよう努めているか。</p>	都条例第74条（準用第52条の6第1項）
		都条例第74条（準用第52条の6第2項）
	<p>(1) 指定介護予防訪問看護事業者は、要支援認定の申請をしていないことにより要支援認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問看護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合に必要と認めるときは、当該利用者の受けている要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該要支援認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助</p>	都条例第74条（準用第52条の7第1項）
		都条例第74条（準用第52条の7第2項）

	<p>を行っているか。</p> <p>10 心身の状況等の把握 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、病歴、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p> <p>11 介護予防支援事業者等との連携 (1) 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、介護予防支援事業者等との密接な連携に努めているか。 (2) 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>12 介護予防サービス費の受給の援助 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際しては、利用申込者が介護保険法施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防介護支援事業者に依頼する旨の区市町村への届出等により、介護予防サービス費の受給が可能となる旨の説明、介護予防支援事業者に関する情報の提供その他の介護予防サービス費の受給のための必要な援助を行っているか。</p> <p>13 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供</p>	<p>都条例第74条（準用第52条の8）</p> <p>都条例第69条第1項</p> <p>都条例第69条第2項</p> <p>都条例第74条（準用第52条の10）</p>
--	--	--

	<p>指定介護予防訪問看護事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問看護を提供しているか。</p> <p>14 介護予防サービス計画等の変更の援助</p> <p>指定介護予防訪問看護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。</p>	都条例第74条（準用第52条の11）
	<p>15 身分を証する書類の携行</p> <p>指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p>	都条例第74条（準用第52条の12）
	<p>16 サービスの提供の記録</p> <p>(1) 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護を提供した際には、当該指定介護予防訪問看護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問看護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に提供しているか。</p>	都条例第74条（準用第52条の13） 都条例施行要領第4の一（準用第3の一の3（13））
	<p>17 利用料等の受領</p> <p>(1) 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問看護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当</p>	都条例第74条（準用第52条の14第1項） 都条例第74条（準用第52条の14第2項） 都条例施行要領第4の一（準用第3の一の3（14）②）
		都条例第70条第1項 都条例施行要領第4の一（準用第3の

	<p>該指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問看護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護のうち指定介護予防訪問看護に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>(3) 指定介護予防訪問看護事業者は、(1)、(2)に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていないか。</p> <p>(4) 指定介護予防訪問看護事業者は、(3)の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(5) 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要支援被保険者に対し、施行規則第65条で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>(6) 指定介護予防訪問看護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定介護予防訪問看護について居宅要支援被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防訪問看護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防訪問看護に要した費用の額とする。）に係るもの及びその他の費用の額</p>	<p>一の3 (15) ①)</p> <p>都条例第70条第2項 都条例施行要領第4の一（準用第3の三の3 (2) ②)</p> <p>都条例第70条第3項 都条例施行要領第4の一（準用第3の一の3 (15) ③)</p> <p>都条例第70条第4項 都条例施行要領第4の一（準用第3の一の3 (15) ④) 法第53条第7項準用（法第41条第8項）</p> <p>施行規則第65条</p>
--	--	---

	<p>を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <p>18 保険給付の申請に必要となる証明書の交付</p> <p>指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問看護に係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定介護予防訪問看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。</p>	都条例第74条（準用第53条の2）
	<p>19 同居家族に対するサービス提供の禁止</p> <p>指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等に、利用者が当該看護師等の同居の家族である場合は、当該利用者に対する指定訪問看護の提供をさせていないか。</p>	都条例第71条
	<p>20 利用者に関する区市町村への通知</p> <p>指定介護予防訪問看護事業者は、利用者が、正当な理由なく、指定介護予防訪問看護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させ、若しくは要介護状態になったと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p>	都条例第74条（準用第53条の3）
	<p>21 緊急時等の対応</p> <p>看護師等は、現に指定介護予防訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じているか。</p>	都条例第72条

	<p>2 2 衛生管理等</p> <p>(1) 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>特に、指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等が感染源となることを予防し、また看護師等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなどの対策を講じているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p> <p>(3) 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 (努力義務：令和6年3月31日まで)</p> <p>ア 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に十分に周知しているか。</p> <p>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>ウ 看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しているか。</p> <p>(4) アの委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。</p>	<p>都条例第74条（準用第54条の2第1項）</p> <p>都条例施行要領第4の一（準用第3の一の3（21））</p> <p>都条例第74条（準用第54条の2第2項）</p> <p>都条例第74条（準用第54条の2第3項）</p> <p>都条例施行規則第9条の2の第1項第1号</p> <p>都条例施行規則第9条の2の第1項第2号</p> <p>都条例施行規則第9条の2の第1項第3号</p> <p>都条例施行規則第9条の2の第2項</p> <p>都条例第74条（準用第54条の3）</p> <p>都条例第74条（準用第54条の3の第2項）</p>

	<p>24 秘密保持等</p> <p>(1) 指定介護予防訪問看護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問看護事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定介護予防訪問看護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> <p>25 広告</p> <p>指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとなってはいないか。</p> <p>26 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止</p> <p>指定介護予防訪問看護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>27 苦情処理</p> <p>(1) 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者及びその家族からの指定介護予防訪問看護に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他必要な措置を講じているか。</p> <p>具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概</p> <p>都条例第74条（準用第54条の4第1項）</p> <p>都条例第74条（準用第54条の4第2項）</p> <p>都条例第74条（準用第54条の4第3項）</p> <p>都条例第74条（準用第54条の5）</p> <p>都条例第74条（準用第54条の6）</p> <p>都条例第74条（準用第54条の7第1項）</p> <p>都条例施行要領第4の一（準用第3の一の3（25）①）</p>
--	---

	<p>要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問看護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録し2年間保存するとともに、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを行っているか。</p> <p>(3) 指定介護予防訪問看護事業者は、提供した指定介護予防訪問看護に関し、法第23条の規定による区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。また、当該区市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を区市町村に報告しているか。</p> <p>(4) 指定介護予防訪問看護事業者は、提供した指定介護予防訪問看護に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。また、当該国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しているか。</p>	
	<p>28 地域との連携等</p> <p>(1) 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業の運営に当たっては、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めているか。</p> <p>なお、特別区及び市町村が実施する事業には、介護相談員派遣事業のほか、広く特別区及び市町村が老人クラブ、婦人会のその他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。</p>	<p>都条例第74条（準用第54条の7第2項）</p> <p>都条例施行要領第4の一（準用第3の一の3（25）②）</p> <p>都条例第74条（準用第54条の7第3項）</p> <p>都条例施行要領第4の一（準用第3の一の3（25）③）</p> <p>都条例第74条（準用第54条の7第4項）</p> <p>都条例第74条（準用第54条の8）</p> <p>条例施行要領第4の一（準用第3の一の3（26））</p>

	<p>(2) 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問看護の提供を行うよう努めているか。</p>	都条例第74条（準用第54条の8の第2項）
	<p>29 事故発生時の対応</p> <p>(1) 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p> <p>(3) 指定介護予防訪問看護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p>	都条例第74条（準用第54条の9第1項）
		都条例第74条（準用第54条の9第2項）
		条例施行要領第4の一（準用第3の一の3（27）③）
	<p>30 虐待の防止</p> <p>(1) 指定介護予防訪問看護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。（努力義務：令和6年3月31日まで）</p> <p>ア 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に十分周知しているか。</p> <p>イ 虐待防止のための指針を整備しているか。</p> <p>ウ 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。</p> <p>エ アからウに掲げる措置を適正に実施するための担当者を置いている</p>	都条例第74条（準用第54条の9の2）
		都条例施行規則第13条（準用第9条の3の第1項第1号）
		都条例施行規則第13条（準用第9条の3の第1項第2号）
		都条例施行規則第13条（準用第9条の3の第1項第3号）
		都条例施行規則第13条（準用第9条

	<p>か。</p> <p>(2) アの委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。</p>	<p>の 3 の第 1 項第 4 号)</p> <p>都条例施行規則第 13 条（準用第 9 条の 3 の第 2 項）</p>
	<p>3.1 会計の区分</p> <p>(1) 指定介護予防訪問看護事業者は、各指定介護予防訪問看護事業所において経理を区分するとともに、指定介護予防訪問看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p> <p>(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。</p>	<p>都条例第 74 条（準用第 54 条の 10）</p> <p>平 13 老振 18</p> <p>条例施行要領第 4 の一（準用第 3 の一の 3（28））</p>
	<p>3.2 記録の整備</p> <p>(1) 指定介護予防訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から 2 年間保存しているか。ただし、指定訪問看護事業所が保険医療機関である場合は、整備すべき記録のうち、指示書、訪問看護計画書及び訪問看護報告書については、診療録及び診療記録の保存で差し支えない。</p> <p>ア 都条例第 77 条第 2 項に規定する主治の医師による指示の文書</p> <p>イ 介護予防訪問看護計画</p> <p>ウ 介護予防訪問看護報告</p> <p>エ 都条例第 74 条において準用する都条例第 52 条の 14 第 2 項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録</p> <p>オ 都条例第 74 条において準用する都条例第 53 条の 3 に規定する区市町村への通知に係る記録</p>	<p>都条例第 73 条第 1 項</p> <p>都条例第 73 条第 2 項</p> <p>条例施行要領第 4 の一（準用第 3 の三の 3（6））</p>

第5 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	<p>カ 都条例第74条において準用する都条例第54条の7第2項に規定する苦情の内容等の記録 キ 都条例第74条において準用する都条例第54条の9第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録</p> <p>1 指定介護予防訪問看護の基本取扱方針</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 指定介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、目標を設定し、計画的に行っているか。 (2) 指定介護予防訪問看護事業者は、提供する指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常に改善を図っているか。 (3) 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者が可能な限り要介護状態とならず自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として指定介護予防訪問看護の提供を行っているか。 (4) 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるような方法による指定介護予防訪問看護の提供に努めているか。 (5) 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるよう適切な働きかけに努めているか。 (6) 介護予防訪問看護計画の作成に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しているか。 (7) 利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について利用者及び家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うこと。また、介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用 	<p>都条例第75条第1項 条例施行要領第4の三の2 (1) ① 都条例第75条第2項</p> <p>都条例第75条第3項</p> <p>都条例第75条第4項</p> <p>都条例第75条第5項</p> <p>条例施行要領第4の三の2 (1) ②</p> <p>条例施行要領第4の三の2 (1) ③</p>
----------------------------	---	---

	<p>者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして適切な働きかけを行うよう努めているか。</p> <p>(8) サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮しているか。</p> <p>(9) 提供された介護予防サービスについては、介護予防訪問看護計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図るものとなっているか。</p>	<p>条例施行要領第4の三の2（1）④</p> <p>条例施行要領第4の三の2（1）⑤</p> <p>都条例第76条第1項</p> <p>都条例第76条第1項第1号</p> <p>都条例第76条第1項第2号</p> <p>都条例第76条第1項第3号</p>
--	---	--

	<p>対して説明し、当該利用者の同意を得ているか。</p> <p>エ 看護師等（准看護師を除く。）は、介護予防訪問看護計画を作成した際には、当該介護予防訪問看護計画を利用者に交付しているか。</p> <p>オ 主治の医師との密接な連携及び介護予防訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に指定介護予防訪問看護を行っているか。</p> <p>カ 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、指導又は説明を行っているか。</p> <p>キ 医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって指定介護予防訪問看護の提供を行うこととし、特殊な看護を行っていないか。</p> <p>ク 看護師等（准看護師を除く。）は、介護予防訪問看護計画に基づく指定介護予防訪問看護の提供を開始した時から、当該介護予防訪問看護計画に記載した指定介護予防訪問看護の提供を行う期間が終了する時までに、少なくとも1回、当該介護予防訪問看護計画の実施状況の把握（モニタリング）を行っているか。</p> <p>ケ 看護師等（准看護師を除く。）は、モニタリングの結果を踏まえ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告を作成し、当該介護予防訪問看護報告の内容について、介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問看護報告について主治の医師に定期的に提出しているか。</p> <p>コ 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、介護予防訪問看護計画及び介護予防訪問看護報告の作成に関し、必要な指導及び管理を行っているか</p> <p>サ 看護師等（准看護師を除く。）は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画の変更を行い、変更後の当該介護予防訪問看護計画を主治の医師に提出しているか。</p> <p>（2）指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の</p>	<p>都条例第76条第1項第4号</p> <p>都条例第76条第1項第5号</p> <p>都条例第76条第1項第6号</p> <p>都条例第76条第1項第7号</p> <p>都条例第76条第1項第8号</p> <p>都条例第76条第1項第9号</p> <p>都条例第76条第1項第10号</p> <p>都条例第76条第1項第11号</p> <p>都条例第76条第3項</p>
--	--	---

	<p>作成及び提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。</p> <p>3 主治の医師との関係</p> <p>(1) 管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けているか。</p> <p>(3) 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たつて主治の医師との密接な連携を図っているか。</p> <p>(4) 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、(2)に規定する主治の医師の文書による指示は、診療記録への記載をもって代えることができる。</p>	<p>都条例第77条第1項</p> <p>都条例第77条第2項</p> <p>都条例第77条第3項</p> <p>都条例第77条第4項</p>
第6 変更の届出等	<p>1 変更の届出等</p> <p>(1) 指定介護予防訪問看護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他施行規則第140条の22で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定訪問看護事業を再開したときは、施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問看護事業者は、当該介護予防指定訪問看護事業を廃止し、または休止しようとするときは、施行規則で定めるところにより、その廃止または休止の日の一ヶ月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>法第115条の5第1項</p> <p>施行規則第140条の22第1項第3号</p> <p>施行規則第140条の22第3項</p>
第7 介護給付費の算定及び取扱い	<p>1 基本的事項</p> <p>(1) 指定介護予防訪問看護事業に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第127号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問看護事業に要する費用の額は、平成24年厚生労働省</p>	<p>法第53条第2項</p> <p>平18厚労告127の一</p> <p>平18厚労告127の二</p>

	<p>告示第94号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。</p> <p>(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p>	平18厚労告127の三
	<p>2 介護予防訪問看護費の算定</p> <p>(1) 介護予防訪問看護の所要時間の算定について</p> <p>通院が困難な利用者（末期の悪性腫瘍その他平成27年厚生省告示第94号の75の疾病等の患者並びに精神科訪問看護・指導料及び精神科訪問看護基本療養費に係る訪問看護の利用者を除く。）に対して、その主治の医師の指示（指定介護予防訪問看護ステーションにあっては、主治の医師が交付した文書による指示）及び介護予防訪問看護計画書に基づき、指定介護予防訪問看護事業所の看護師等が指定介護予防訪問看護を行った場合に、現に要した時間ではなく、介護予防訪問看護計画書に位置付けられた内容の指定介護予防訪問看護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p>	平18厚労告127の別表2の注1 平27厚労告94の75（準用4）
	<p>(2) 20分未満の介護予防訪問看護の算定について</p> <p>介護予防訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている指定介護予防訪問看護事業所であって、介護予防サービス計画又は介護予防訪問看護計画書の中に20分以上の保健師又は看護師による指定介護予防訪問看護が週1回以上含まれている場合に算定しているか。</p>	平18厚労告127の別表2の注1 平18老計発0317001第2の3 (3) ①
	<p>(3) 介護予防訪問看護の所要時間の合算について</p> <p>前回提供した介護予防訪問看護から概ね2時間未満の間隔で介護予防訪問看護を行う場合（20分未満の介護予防訪問看護費を算定する場合及び利用者の状態の変化等により緊急の介護予防訪問看護を行う場合を除く。）は、それぞれの所要時間を合算しているか。</p> <p>また、一人の看護職員（保健師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）</p>	平18老計発0317001第2の3 (3) ② (一) (二) (四)

	<p>が介護予防訪問看護を行った後に、続いて別の看護職員が介護予防訪問看護を行った場合には、当該介護予防訪問看護の所要時間を合算しているか。なお、当該介護予防訪問看護の提供時間を合算した場合に、准看護師による介護予防訪問看護が含まれる場合には、当該介護予防訪問看護費は、准看護師による介護予防訪問看護費を算定しているか。</p> <p>なお、一人の利用者に対して、連続して介護予防訪問看護を提供する必要性については、適切なケアマネジメントに基づき判断されているか。</p> <p>(4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による介護予防訪問看護は、1回あたり20分以上介護予防訪問看護を実施し、一人の利用者につき週6回を限度として算定しているか。また、理学療法士等による指定介護予防訪問看護が1日に2回を超えて行われる場合は、1回につき100分の50に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>(5) 准看護師による指定訪問看護</p> <p>ア 准看護師が指定介護予防訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>イ 介護予防サービス計画上、准看護師が訪問することとされている場合に、保健師又は看護師が訪問する場合について、所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数を算定しているか。</p> <p>ウ 介護予防サービス計画上、保健師又は看護師が訪問することとされている場合に、准看護師が訪問する場合については、准看護師が訪問する場合の単位数（所定単位数の100分の90）を算定しているか。</p> <p>エ 介護予防サービス上、准看護師が訪問することとされている場合に、理学療法士等が訪問する場合については、理学療法士等が訪問する場合の単位数を算定しているか。</p> <p>オ 介護予防サービス計画上、理学療法士等が訪問することとされている場合に、准看護師が訪問する場合については、理学療法士等が訪問する場合の単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚告127の別表2の注1</p> <p>平18厚告127の別表2の注1</p> <p>平18老計発0317001第2の3 (7) ①</p> <p>平18老計発0317001第2の3 (7) ①</p> <p>平18老計発0317001第2の3 (7) ②</p> <p>平18老計発0317001第2の3 (7) ②</p>
--	--	---

	<p>3 事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者に対する取扱い</p> <p>当該指定介護予防訪問看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当該指定介護予防訪問看護事業者と同一の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等を想定 以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定介護予防訪問看護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く）又は指定介護予防訪問看護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）の利用者に対し、指定介護予防訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、当該指定介護予防訪問看護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の利用者に対し指定介護予防訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>4 早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算</p> <p>夜間（午後6時から午後10時までの時間）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間）に指定介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>また、深夜（午後10時から午前6時までの時間）に指定介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>5 複数名訪問看護加算</p> <p>(1) 同時に複数の看護師等により指定介護予防訪問看護を行うこと又は看護師等が看護補助者と一緒に指定介護予防訪問看護を行うことについて利用</p>	平18厚労告127の別表2の注5 平18老計発0317001第2の3 (11) (参照第2の2(4))
--	--	---

	<p>者又はその家族等の同意を得ている場合で、以下ア～ウのいずれかに該当しているか。</p> <p>ア 利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合</p> <p>イ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合</p> <p>ウ その他利用者の状況等から判断してア又はイに準ずると認められる場合</p> <p>(2) 両名とも看護師等である場合は複数名訪問加算（I）を、一人が看護師等であり、同時に訪問する人が看護補助者である場合は複数名訪問加算（II）を加算しているか。</p> <p>(3) 複数名訪問加算（II）における看護補助者とは、介護予防訪問看護を担当する看護師等の指導の下に、療養生活等の世話の他、居室内的環境整備、看護用品等の整頓等といった看護業務の補助を行う者であり、資格は問わないが、秘密保持や安全等の観点から介護予防訪問看護事業者に雇用されている者であるか。</p>	<p>平27厚労告94の76（準用5）</p> <p>平18老計発0317001第2の3 (9) ②</p> <p>平18老計発0317001第2の3 (9) ③</p> <p>平18厚告127の別表の2の注4</p> <p>平27厚労告94の77</p> <p>平18老計発0317001第2の3 (10) ①</p> <p>平18老計発0317001第2の3 (10) ②</p> <p>平18厚労告127の別表2の注6</p>
	<p>6 長時間訪問看護加算</p> <p>(1) 指定介護予防訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者（平成27年厚生労働省告示第94号の77に該当する状態にあるものに限る。）に対して、所要時間1時間以上1時間30分未満の指定介護予防訪問看護を行った後に引き続き指定介護予防訪問看護を行う場合であって、当該指定介護予防訪問看護の所要時間を通算した時間が1時間30分以上となるときは、1回につき300単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(2) 当該加算については、看護師が行う場合であっても准看護師が行う場合であっても、同じ単位を算定しているか。</p>	
	<p>7 特別地域介護予防訪問看護加算</p>	

	<p>(1) 平成24年厚生労働省告示第120号に定める地域に所在する指定介護予防訪問看護事業所又はその一部として使用される事務所の看護師等が指定介護予防訪問看護を行った場合は、特別地域介護予防訪問看護加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(2) この場合の所定単位数からは緊急時介護予防訪問看護加算及び特別管理加算を除いているか。</p>	<p>平24厚労告120</p> <p>平18老計発0317001第2の3 (12)</p>
	<p>8 中山間地域等における小規模事業所の評価</p> <p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準（1月当たり延訪問回数が5回以下）に適合する指定介護予防訪問看護事業所又はその一部として使用される事業所の看護師等が指定介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平18厚労告127の別表2の注7</p> <p>平27厚労告96の70</p> <p>平21厚労告示83の1</p> <p>平18老計発0317001第2の3 (13)（準用第2の2（5））</p>
	<p>9 中山間地域等に居住する者にサービス提供した事業所への評価</p> <p>(1) 指定介護予防訪問看護事業所の看護師等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(2) 当該加算を算定する利用者から、都条例112号第70条第3項に規定する交通費の支払を受けていないか。</p>	<p>平18厚労告127の別表2の注8</p> <p>平21厚労告83の2</p> <p>平18老計発0317001第2の3 (14)（準用第2の2（6））</p>
	<p>10 緊急時介護予防訪問看護加算</p> <p>平成27年厚生労働省告示第95号の103に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡</p>	<p>平18厚労告127の別表2の注9</p> <p>平27厚労告95の103（準用7）</p> <p>平18老計発0317001第2の3 (15)</p>

	<p>できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、緊急時介護予防訪問看護加算として、1月につき 574 単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>また、指定介護予防訪問看護を担当する医療機関が利用者の同意を得て計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、緊急時介護予防訪問看護加算として、1月につき 315 単位を所定単位数に加算しているか。</p>	
	<p>11 特別管理加算</p> <p>指定介護予防訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者（平成27年厚生労働省告示第94号の78に該当する状態にあるものに限る。）に対して、指定介護予防訪問看護事業所が、指定介護予防訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて1月につき次に掲げるいずれかの加算を所定単位数に加算しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 特別管理加算（I） 500 単位 (2) 特別管理加算（II） 250 単位 	<p>平18厚労告127の別表2の注10 平27厚労告94の78 平18老計発0317001第2の3 (16)</p>
	<p>12 主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い</p> <p>指定介護予防訪問看護を利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。）が当該者が急性増悪等により一時的に頻回の介護予防訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、その指示の日から14日間に限り、介護予防訪問看護費を算定していないか。</p>	<p>平18厚労告127の別表2の注11 平18老計発0317001第2の3 (17)</p>
	<p>13 サービス種類の相互の算定関係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活 	<p>平18厚労告127の別表2の注12 平18老計発0317001第2の1 (2)</p>

	<p>介護を受けている間は、介護予防訪問看護費を算定していないか。</p> <p>(2) 介護予防短期入所療養介護のサービス終了日、及び医療機関を退院した日については、特別管理加算の算定対象となる利用者又は主治の医師が退所・退院した日の介護予防訪問看護が必要であると認めた利用者に限り、介護予防訪問看護費を算定しているか。</p>	<p>平18老計発0317001第2の1 (3) 及び3(18)</p>
	<p>14 理学療法士等が提供する介護予防訪問看護の利用が12月を超える場合の減算</p> <p>利用者に対して理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による介護予防訪問看護の利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問提供する介護予防訪問看護の利用者が12月を超える場合は、介護予防訪問看護費から5単位減算しているか。また、入院による中断があり、かつ、医師の指示内容に変更がある場合は、新たに利用が開始されたものとしているか。</p>	<p>平18厚労告127の別表2の注13 平18老計発0317001第3(19)</p>
	<p>15 初回加算</p> <p>指定介護予防訪問看護事業所において、新規に介護予防訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回若しくは初回の指定介護予防訪問看護を行った日の属する月に指定介護予防訪問看護を行った場合は、1月につき300単位を加算しているか。</p> <p>なお、本加算は、利用者が過去2月間において、当該介護予防訪問看護事業所から介護予防訪問看護(医療保険の訪問看護を含む。)の提供を受けていない場合であって新たに介護予防訪問看護計画書を作成した場合に算定しているか。</p>	<p>平18厚労告127の別表2ハ 平18老計発0317001第2の3 (20-9)</p>
	<p>16 退院時共同指導加算</p> <p>病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の者が退院又は</p>	<p>平18厚労告127の別表2ニ 平18老計発0317001第2の3</p>

	<p>退所するに当たり、指定介護予防訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、退院時共同指導（当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所又は介護老人保健施設の主治の医師その他の職員と共に、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいう。）を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定介護予防訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者について複数日に実施した場合は、2回）に限り、600単位を加算しているか。ただし、初回加算を算定する場合は、退院時共同指導加算は算定しない。また、テレビ電話装置等を活用する場合、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」等を遵守しながら、当会社又はその看護にあたる者の同意を得ているか。</p>	(21)
	<p>17 看護体制強化加算</p> <p>厚生労働大臣が定める下記の基準すべてに適合しているものとして都道府県知事に届け出ている指定介護予防訪問看護事業所が、指定介護予防訪問看護の提供体制を強化した場合は、1月につき100単位を加算する。</p> <p>(1) 算定日が属する月の前6月において、指定介護予防訪問看護事業所(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定介護予防訪問看護事業所をいう。以下同じ。)における利用者の総数のうち、緊急時介護予防訪問看護加算（指定介護予防サービス介護給付費単位数票の介護予防訪問看護費の注9に係る加算をいう。）を算定した利用者の占める割合が100分の50以上であること。</p> <p>(2) 算定日が属する月の前6月において、指定介護予防訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算（指定介護予防サービス介護給付費単位数票の介護予防訪問看護費の注10に係る加算をいう。）を算定した利用者の占め</p>	平18厚労告127の別表2のホ 平27厚労告95の104（準用9） 平18老計発0317001第2の3 (22)

	<p>る割合が100分の20以上であること。</p> <p>(3) 当該事業所において、指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者の総数のうち、看護職員の占める割合が100分の60以上であること。</p> <p>(4) 当該事業者が、指定訪問看護事業所の指定を併せて受け、かつ量事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合において、(3)の割合の算定にあたっては、両事業を提供する従業者の合計数のうち、看護職員の占める割合によるものとする。</p>	<p>18厚労告127の別表2のへ 平27厚労告95の105(準用10) 平18老計発0317001第2の3 (23)(参照第2の2(9))</p>
--	---	--

	数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。	
--	-------------------------------	--